

チャレンジドLinola 規約

第1条 名称

この会は、チャレンジドLinola（以下 本会）と称する。

第2条 活動場所

本会の活動は、唐津市高齢者ふれあい会館“りふれ”及び、唐津市内のその他の施設で行います。

第3条 目的

- (1) それぞれが悩みを持つ親同士繋がりを持ち、情報交換をする。
- (2) ストレス解消する場を設け、互いに励ましあい、協力し合う。
- (3) 行政への働きかけを行いつつ、自分たちで出来ることを考え、実行していく。

第4条 活動

- (1) 二か月に一度の茶話会(通称：しゃべり場)
- (2) その他イベント（勉強会、お花見会、クリスマス会など）
- (3) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

第5条 会員

本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員（チャレンジドサポーター） 本会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

第6条 役員

本会には、次の役員を置く。 代表2名、会計役1名

第7条 入会・休会・退会

- (1) 本規約を読んでいただき、申込用紙に記入していただき加入とする。
なお、入会された方は本会規約に同意したものとみなします。
- (2) 休会・退会をする場合は、役員にその旨を伝えてください。
- (3) 本会規約に違反した場合は退会していただくことがあります。
 - ① 活動を妨げるような行動をした場合
 - ② 他の会員に著しく迷惑をかけた場合
 - ③ 役員がそれに相当すると判断した場合

第8条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。
会計の担当が変更になった際、通帳の名義を都度変更する。

第9条 個人情報の保護

本会の個人情報は、本人の承諾がない限り、本会活動以外では使用しない。
また、本会休会中・退会後もこれを必ず守ること。

第10条 その他

- (1) 本会の活動中は、政治・宗教・販売、その他会の活動と一致しない活動を禁止する。
- (2) 万が一、事故や賠償責任が生じる事故が起きた場合、原因の如何を問わず、本会はその他の責任は一切負わない。

第11条 規約の改廃

本会規約の改廃は役員会で行い、正会員と相談の上、決定するものとします。

付 則

この規約は、令和5年4月1日から施行。